

徳島県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

島尻土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	光岡 守		阿南市那賀川町島尻六四八
同	島本 博		六二二
同	酒本 敏博		六六一
同	森本 義雄		一五五―一
同	中田 壽		三八八―一
同	久米 好仁	久米 好仁	一四一―七
同		中田 正敏	六一五―三
同		磯部 茂彰	六一二―二
同		佐藤 和明	六〇四
同		浦田 春雄	四七二
同		岸本 悦子	四四五―二
監事	長尾 聡		三八一
同	吉川 章子		五九五―一
同		太田 茂	四〇三―一
同		藤岡 哲	一七三